

# 「I P 網への移行後における音声接続料の在り方」

## ヒアリングご説明資料

### ～着信接続料規制の制度設計～

2020年11月17日

株式会社オプテージ

**OPTAGE**  
What's next?



電力系通信事業者の1社として、関西地域を主としたコンシューマ事業(FTTH、エネルギー)に加え、ソリューション事業を展開

本社所在地 大阪市中央区城見2丁目1番5号

資本金 330億円 (関西電力100%出資)

2001年 マンション向け eo光ネット開始

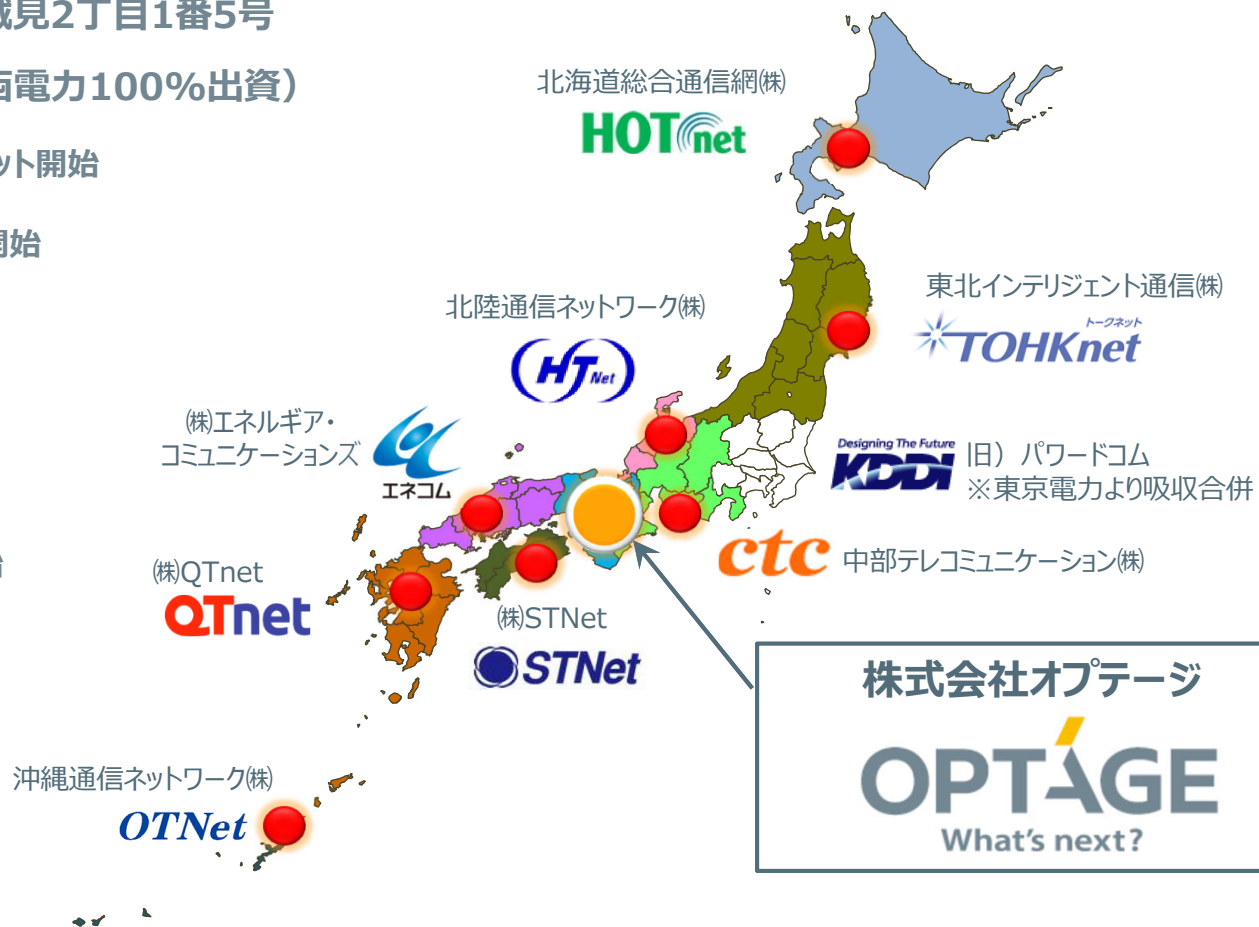
2002年 戸建向け eo光ネット開始

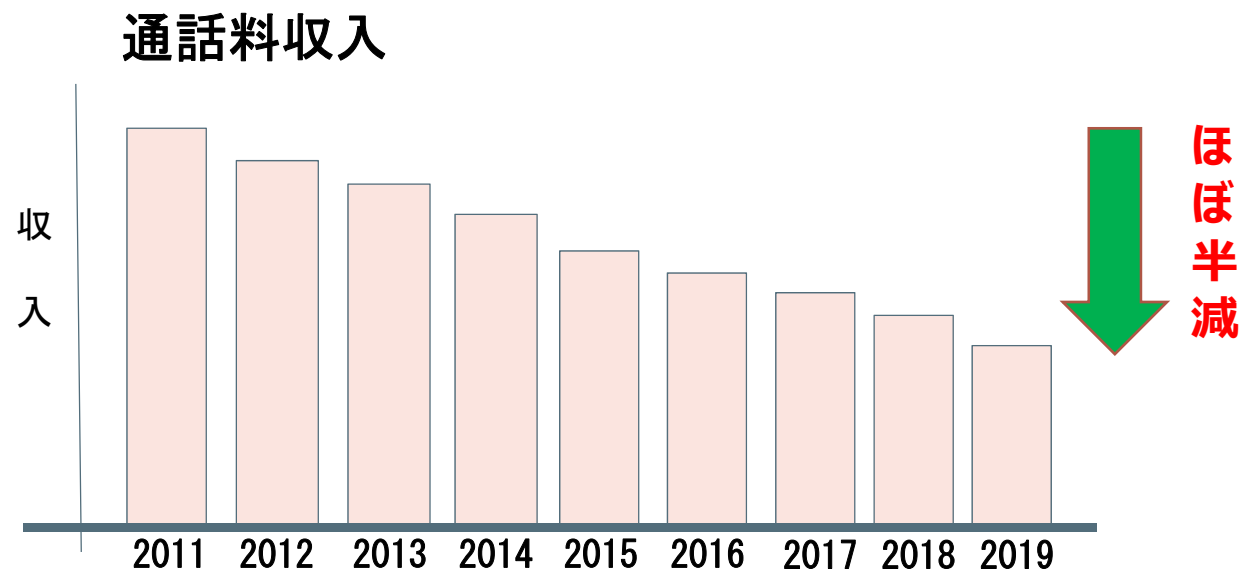
2003年 eo光テレビ開始

2004年 **eo光電話開始**

2005年 eo光ネット1ギガ開始

2019年 eo光ネット10ギガ開始





通話料収入は、2011年度に比べ、ほぼ半減。電話サービスの現状は、厳しい状況にあります。



eo光電話(0ABJ-IP電話)は、顕著な需要減は見受けられないものの、インターネット回線とのバンドル率が高い性質から、10ギガサービスのリリースなど、インターネット回線の大容量・高品質化といった高付加価値化を実施することで、電話需要の増加ならびに既存の解約抑制を図り、電話サービスを継続しています。

非開示情報

非開示情報

**（1）着信接続料規制の導入により対応すべき課題**

- ・着信接続料の設定について、少なくとも全事業者が一律に順守すべき規律を導入することにより、事業者間の協議難航の是正に繋がるか。もしも協議難航の是正に繋がらないと考える場合は、その理由。

当社の場合、総務省「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等に基づき、事業者間で協議が円滑に行われており、現在、着信ボトルネックに起因した問題は生じておりませんので、着信接続料規制による対称規制が必ず導入されなければならないという問題意識はございません。

ただ、着信接続料規制を導入するということになれば、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」一部答申(R2.9.18)によると、事業者間の協議難航する事例が散見されることから、客観的にみて、今後、事業者間の協議難航も発生しないとは限らないので、セーフティネット面（制度面）における事業者間の公平性確保の観点から、全事業者とも適用しておくことが望ましいと考えます。

## （２）着信接続料の算定方式等

- ・着信接続料を設定する各事業者に、どのような着信接続料の算定方式を適用すべきか。  
（具体的な算定方式について、理由とともに示すこと。）
- ・着信呼市場における市場支配力に基づく着信接続料規制としては、事業者間公平性の観点から、各事業者に統一した算定方式を適用すべきか。
- ・着信接続料の算定に関して、方式決定後に考慮、検討すべき事項。

仮に着信接続料規制を固定/携帯事業者に導入するということになれば、音声サービスのウエイトが年々低下している現状を踏まえると、多大な規制コストやリソースをかけないよう一定の配慮が必要と考えます。規制事業者のように、接続会計を整備していない当社にとっては、そこまで算定コストをかけてまで導入することに有意があるとは感じていません。また、接続料に係る手続きも長期に渡る可能性も否定できません。よって、相当の業務負荷が想定され、ひいては既往のサービス提供についても影響が及び、利用者利益を損なう可能性があると考えますので、特に中小規模事業者に過度の負担とならない算定方式が着信接続料規制導入の大前提というのが当社の考えです。

- 接続会計が未整備で、個別の接続料算定が難しい事業者においては、LRICにより算定された数字をメルクマールとして一定の省力化が図られている現状を踏まえ、着信接続料の設定にあたっては、LRIC方式のような透明性、適正性を確保できる算定方式により算定された数字をベンチマークとする方法も一つの考えではないかと考えます。  
**⇒着信接続料の設定にベンチマークを活用する場合は、そのベンチマーク値は透明性、適正性が確保された方式で算定されるべきと考えます。**
- 一部答申で紹介されている海外の事例をみると、適用される算定方式によっては、算出される数字が現状に比べ、一桁下がる可能性もあることから、導入にあたっては、各社事業への影響の度合いに応じて、激変緩和措置の検討が必要と考えます。

---

**OPTAGE**  
What's next?